

令和8年度「学校いじめの防止等基本方針」

京都市立紫野小学校

1 総則

目 的

いじめ防止対策推進法第一条には目的が次のように示されている。

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。

「いじめ」という子どもたちへの人権問題には、紫野小学校としても教職員が一丸となり取り組んでいくことを決意している次第である。

本校では、学校教育目標として

夢に向かって自ら未来を切り拓く子どもの育成

一人一人を徹底的に大切にし、「自ら学ぶ力」と「自ら律し、協働する力」を高める教育の推進

めざす子ども像

協働して主体的に学び合う子ども
よりよい人生をたくましく生き抜く子ども
共に生きる人権文化の担い手となる子ども

を掲げ、上記の視点に立って、自ら学ぶ意欲を持ち、友達とともに最後までやりとげる紫野の子の具現化をめざし、子どもたちのよさや可能性を最大限に発揮できるように教職員が一丸となって「紫野の教育」を創造している。

学校教育目標の実現のためにも、決して「いじめ」は許さないという強い決意をもって、教職員が一丸となって今後も取り組んでいきたいと考える。

2 いじめ対策委員会

構成

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭 教育相談主任
学年主任 (その他必要に応じて)

取組内容

- ① いじめに関する情報発信及び相談窓口
- ② 紫野小学校におけるいじめに関する中心的窓口
- ③ 年間計画の作成
- ④ 教職員へのいじめに関する研修の企画立案
- ⑤ 発生した場合のいじめに関する対応
- ⑥ 重大事案への対応
- ⑦ 児童個別ヒアリング「あのねタイム」の集約
- ⑧ 年間計画の立案

児童・保護者への周知

- ・年度初めの全校朝会で児童に紹介する。
- ・いじめ対策委員会の役割や構成員等の情報を学校だよりや学校ホームページ等で保護者及び地域へ周知する。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

学習環境の整備

- ・校内美化
- ・すべての児童が、安心して授業が受けられる場の設定。

授業改善の推進

- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においた学習内容や学習形態の工夫、主体的に学習できるような工夫
- ・規律ある生活習慣・ルールを守る態度の育成
- ・全員の子どもに届く授業の推進、校内研究のさらなる充実
- ・個性の伸長が図れるような授業の工夫。(個別化、協力指導の推進)
- ・京都市スタンダード(指導計画)に基づく指導の充実

道徳教育、人権教育の充実

- ・各学年年間指導計画の充実及び見直し
- ・自尊感情向上のための地域環境を採り上げた自作資料の作成
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習の実施
- ・地域ボランティア、ゲストティーチャーを活用した人権学習、道徳の授業や講演の実施
- ・警察のスクールサポーターによる非行防止教室の実施
- ・嘉楽中ブロックによる合同研修
- ・みんななかよしスタディにおいて人権感覚を磨く
- ・4・6・9・12・2月の参観授業や4・2月の学級懇談会において、保護者や地域の方に人権教育を発信する

児童生徒が自主的に行う活動や体験活動の充実

- ・「花背山の家」の宿泊学習の取組を通しての仲間づくり
- ・児童集会活動等を通しての人間関係づくり
- ・総合的な学習、生活科等を通しての自他の生命を尊重する活動の推進
- ・「なかよしスタディ」（人権学習）の実施及び保護者参観
- ・児童会によるあいさつ運動の実施（地域・保護者との連携も検討）
- ・児童会が主体となり、全校に発信する取組の実施（ポスター、スローガン、標語など）

児童生徒同士の絆づくり

- ・総合的な学習、生活科における学年間交流
- ・学級通信や毎週の刊行物での児童作品の活用
- ・たてわり活動の充実
- ・架け橋プログラム
- ・育成学級との交流

その他

- ・学校評価アンケートの結果の分析とHPによる公開
- ・非行防止教室の実施と事後指導での全学年への発信

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

日常の児童生徒に関する情報共有

- ・子ども支援委員会の開催（月1回）
- ・生徒指導メモファイルの共有
- ・「心を配りたい児童」の研修（年3回）

児童に対する定期的な調査

- ・児童・保護者アンケート、いじめに特化したアンケートを利用した「いじめ」の兆候の早期実態把握
- ・クラスマネジメントシートを活用した「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し
- ・教育相談「あのねタイム」の実施（年2回）

1. 期 間 5月～6月中 10月～11月中

2. ねらい
- 児童と担任との信頼関係を深め、児童理解を目指す。
 - 児童の抱える悩みやいじめ等の早期発見の機会と捉え、問題解決に向かう援助をし、問題発生を未然に防ぐ予防的な教育相談を行う。
 - 児童との対話を通して、友人関係を把握し、集団の中での関係性を掴み、学級経営に活かす。

3. 実施方法

事前にアンケートに記入、回収し、児童の様子を把握しておく。

⇒アンケートに記入することで、児童自身の振り返りとなり、「あのねタイム」に向けて内面を整理することができる。

- ・期間中に担任する全児童に行う。
- ・休み時間、放課後等に、担任と児童と1対1で話を聴く。
- ・児童には、事前に実施日時を知らせておく。
- ・保護者には、学校だより・学年だより・学級だより等で実施を知らせる。

4. その他

- ・実施後、特に見守りたい児童について各クラスでまとめ、必要に応じて全校で共通理解を図る。

上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・気にかかった児童への聞き取りや見守りを行い、共通理解を図る
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携
- ・ケース会議の実施
- ・必要に応じて警察や児童相談所との連携

(3) いじめが起こった時の措置及び再発防止に向けた取組

基本的な考え方

- ・速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録（被害の態様、状況、構造、動機、背景など）
- ・組織的（担任任せにならない）な対応
- ・重大事態の防止
- ・被害児童の保護を最優先に考えた対応
- ・加害児童への責任ある指導
- ・保護者との連携
- ・学級、学年等の集団全体を見据えた指導

いじめやその疑いを把握した時の校内での情報共有及び対応 別紙①

インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・情報モラルの学級活動の強化（年間各学年3時間）
- ・携帯教室の実施
- ・SNSを使つての「いじめ」対応の事例研修
- ・家庭教育学級、地生連等を活用しての地域への啓発

「いじめ解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・少なくとも3か月の期間が過ぎるまで、いじめを受けた児童・いじめを行つた児童の様子を含め状況を注視し、子ども支援委員会等でその状況を共有する
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認する
- ・周囲の児童へ、集団としていじめの解決に取り組むことや、いじめを知らせること、いじめをやめさせる行動の重要性を指導することを徹底する
- ・あのねタイムを年間で2回実施し共有することで、児童一人一人や、学級全体の状況を組織的に把握する

(4) 教職員の力量の向上に向けて

- ・校内研修の充実及び校外研修の積極的な受講（年間3回実施）
- ・生徒指導体制の改善と「報告」「連絡」「相談」の徹底
- ・教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上

(5) その他

- ・必要に応じた家庭訪問の実施
- ・定期的な「子ども支援委員会」「いじめ対策委員会」による情報共有と組織的な動きの構築
- ・登校、休み時間、掃除中などの校内巡視による児童の見守り活動の実施
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築

4 保護者・地域、関係機関との連携

- ・人権学習、道徳の学習、参観授業による保護者への啓発活動
- ・非行防止教室の保護者参観
- ・学校運営協議会の開催（地域・保護者との連携）
- ・スクールサポーター（警察OB）との連携
- ・学校保健委員会
- ・見守り隊による登下校の見守り

5 重大事態への対処

- ・京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議
- ① 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

学校が調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告
- ・調査結果を踏まえた必要な措置
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進

京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力

6 年間計画（案）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	取組	いじめ早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	・職員会議「生徒指導基本方針」の共通理解・「紫野小学校の約束」の検討・生徒指導年間研修計画提案 ・子ども支援（いじめ対策含む）委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「アンケートの実施にむけて」	【共通】 ・入学式 ・学級開き ・いじめ対策委員会メンバーの周知		学級参観・懇談会 学校だより・HP 等による周知
5	・子ども支援（いじめ対策含む）委員会② ・生徒指導研修 「心を配りたい児童の確認・共有」 「アンケートの結果の共有」	【共通】 ・1年生を迎える会 ・縦割り活動開始 ・家庭訪問	いじめに関するアンケートの実施・集計 あのねタイム月間	家庭訪問
6	・子ども支援（いじめ対策含む）委員会③ ・総合育成支援校内研修 「心を配りたい児童」の共有	【5年・6年】 ・情報モラル授業	学校評価アンケート クラスマネジメントシートの実施・集計	学校運営協議会 学級参観
7	・子ども支援（いじめ対策含む）委員会④ 「あのねタイムの結果の共有」 「クラスマネジメントの結果の共有」 「夏休みの暮らしについて検討」	【共通】 ・個人懇談 ・夏休みの暮らしについて指導		個人懇談会
8	・子ども支援（いじめ対策含む）委員会⑤ 「夏季研修に向けて」「年間の取組の見直し」 ・生徒指導事例研修			
9	・子ども支援（いじめ対策含む）委員会⑥ 「アンケート実施に向けて」 「心を配りたい児童の中間報告に向けて」 ・生徒指導校内研修 「心を配りたい児童の中間報告」			学級参観 学校運営協議会
10	・子ども支援（いじめ対策含む）委員会⑦ 「アンケートの結果の共有」	【共通】・運動会 【5年】・花背山の家	いじめに関するアンケートの実施 あのねタイム月間	
11	・子ども支援（いじめ対策含む）委員会⑧ 「あのねタイムの結果報告」	【6年】 ・修学旅行	あのねタイム月間 クラスマネジメントシートの実施・集計	
12	・子ども支援（いじめ対策含む）委員会⑨ 「クラスマネジメントの結果の共有」 「年間の取組の見直し」 「冬休みの暮らしについて」	【共通】 ・個人懇談 ・冬休みの暮らしについて指導 ・みんななかよし集会		みんななかよしスタディ （人権学習参観授業） 個人懇談会
1	・子ども支援（いじめ対策含む）委員会⑩ 「個人懇談会の結果の共有」			
2	・子ども支援（いじめ対策含む）委員会⑪ 「心を配りたい児童の確認」 ・生徒指導研修 「心を配りたい児童」のまとめ 「クラスマネジメントシートを活用して」	【共通】 ・作品展		新1年入学説明会 学級参観・懇談会
3	・子ども支援（いじめ対策含む）委員会⑫ 「春休みの暮らしについて」 「年間反省」「年間の取組の見直し」	【共通】 ・6年生を送る会 ・卒業式 ・春休みの暮らしについて指導 ・修了式	学校評価アンケート	学校運営協議会

前提となる基本事項

<p>『学校いじめ防止等基本方針』</p> <ul style="list-style-type: none"> □学校いじめ防止プログラムの策定 □教職員、児童生徒、保護者、地域への周知 □取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善 	<p>『いじめ対策委員会』</p> <ul style="list-style-type: none"> □担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知 □臨時の委員会開催時の手順確認・周知 □児童生徒、保護者、地域への周知 □いじめの認知・解消の判断について確認
---	--

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実） 予防

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・総合的な学習、生活、生活単元学習の充実
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把 見逃しのない観察

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から
- ・子ども支援委員会の開催

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。 手遅れのない対応

<p>【いじめ対策委員会で共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。 	<p>【事実確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。 ●いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。 ●何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。 ●聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。
---	---

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。
[認識の共有化・行動の一元化] 心の通った指導

<p>【児童生徒への指導・支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。 ●登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間を問わず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、パトナ等との連携を図る。 ●いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。 ●周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。 	<p>【保護者への連絡・家庭との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。
<p>【謝罪の場の設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり、謝罪をする場をもつ。 ※事案内容によってはこの限りではない。 	<p>【関係機関との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間**止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
 ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。
- 子ども支援委員会で共通理解を図り、多くの目で見守る。